

福岡空港の民間委託による運営が開始されました

「福岡空港」は『福岡国際空港株式会社』に民間委託され、4月1日から運営が開始されました。今後30年間にわたり、同社により運営が行われることとなります。

県は、「福岡県の空港の将来構想」に基づき、アジア、北米等を結ぶ戦略的な路線の誘致、「福岡空港」と「北九州空港」との役割分担・相互補完を進め、今後も増大し多様化する航空需要に応え、九州・西日本の発展に貢献するため、空港運営会社の経営に県が出資し、経営参画します。



今後、地域の意向を公的立場から空港運営に適時的確に反映させていくとともに、民間株主の経験やノウハウに基づく創意工夫と、地域がもっている経済、観光、国際交流などの分野における戦略やニーズとの融合による相乗効果を発揮させることができるように連携、協力していきます。

同日、福岡空港では、民間委託による運営開始の記念式典が開催されました。（記事、写真ともに県ホームページから引用）

「優生手術」を受けた方々への専用ダイヤルを設置します

『旧優生保護法』（1948年7月13日法律第156号）に基づく「優生手術」を受けた方々に対し、一時金を支給する新たな法律が2019年4月24日に施行されました。

この法施行を受け、福岡県では2019年4月26日午前9時から、県保健医療介護部健康増進課内に一時金の支給に関する相談を受け付ける専用ダイヤルを設置します。

電話番号：092-632-5175

受付時間：午前9時～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）

一時金請求手続き等、詳しくは県のホームページ（下記URL）で確認できます。

（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuseihogoho.html>）

なお、一時金請求手続きについて、(1)対象となる方、(2)請求方法など、ご不明な点等がありましたら、上記、電話番号でお問い合わせください。

福岡県は救急医療電話相談窓口を開設しています

福岡県では、県民の皆さまが急な病気やケガで医療機関の受診に迷ったときに相談できる、電話相談窓口を開設しています。

1. 小児救急医療電話相談（#8000） ※子どもの救急相談窓口
2. 救急医療電話相談（#7119） ※在宅療養中の高齢者の方などの救急相談窓口
（一般の成人や子どもの救急相談も可能）
3. 医療機関の案内（092-471-0099 福岡県救急医療情報センター）

新たな外国人材受入れに係る制度説明会が開催されました

2018年12月14日に公布された『出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律』が、本年4月1日に施行されました。

これら新たな外国人材受入れに関する制度について、事業者等の皆様の制度に対する理解促進を目的として、福岡出入国在留管理局との共催による説明会が本年4月19日に実施されましたが、県として、新たな外国人材受入れに関する制度については、今後も県内事業者からの相談等に対応していきます。（担当：国際交流局国際政策課）

〈SNSでつながりましょう！〉



Twitter



instagram



YouTube



facebook



Line



ホームページ



LINE 動画